

# ワシントン条約対象貨物の携帯品特例に関する 輸出規制の見直しに係る事前評価書

## 1. 施策の名称

ワシントン条約対象貨物の携帯品特例に関する輸出規制の見直し

## 2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 吉田 泰彦

電話番号：03-3501-0538 e-mail：bouekikanri-pb@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成24年5月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

自然のかけがえのない一部をなす野生動植物の特定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護することを目的として、1975年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、「条約」という。）が発効し、現在175か国が締約国となっている。我が国は、1980年に締約国となり、条約に係わる輸出入に関しては、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく輸出入取引の規制を実施している。

### (2) 規制の内容

条約第7条第3項<sup>1</sup>で規定している個人の手回り品及び家財<sup>2</sup>に関する特例を導入するため、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）の改正を行う。具体的には、輸出について我が国に一時的に入国して出国する個人

<sup>1</sup> 条約第7条第3項は、手回り品及び家財 について、以下に該当するものを除き条約の適用対象外とする旨定めている。

① 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（以下「動植物等」という。）にあつては、その所有者が通常居住する国の外において取得して、通常居住する国へ輸入するもの

② 条約附属書Ⅱに掲げる動植物等にあつては、

(i) その所有者が通常居住する国以外の国（その標本が野生の状態から取得された国に限る。）において取得し、

(ii) その所有者が通常居住する国へ輸入し、かつ、

(iii) その動植物等が野生の状態から取得された国においてその輸出について輸出許可書の事前の発給が必要とされているもの

<sup>2</sup> 非商業目的のために個人的に所有又は所持され、輸入、輸出又は再輸出時に着用、携行又は個人的荷物の中に収納されているか、家財移動の一部であること。

が、土産品標本<sup>3</sup>を輸出する場合、同令第4条第2項第4号に基づき第2条第1項第1号の承認の義務を要さないこととする。(詳細別紙1参照)

### (3) 規制の必要性

- ① 条約第7条第3項により、個人の手回り品及び家財を条約の適用対象外とする措置は、個人による条約規制対象の動植物等の越境移動は数量も限られ、商業取引を意図したものでない限り、種の存続に影響を及ぼすものではないとの判断により、特別な事情のある種を除き、締約国間での国際取引において条約に規定する手続きの適用対象から除外する趣旨で導入されたものであり、既に欧米やアジア等の多くの国で導入<sup>4</sup>されている。
- ② 我が国は、昭和55年11月に条約の締約国となり、条約を担保するにあたり、執行面において以下のような問題が生ずる蓋然性が高いと判断され、そのため本適用除外規定については部分的な導入に止めることとした経緯がある。
  - i 条約第7条第3項では、条約附属書Ⅰと条約附属書Ⅱとのどちらに掲げられる動植物等かによって国際取引上の取扱が異なることから、水際においてどちらの附属書に掲げられる動植物等であるかを判断する必要があるにも拘わらず、国内の生産・販売段階でどちらの附属書に掲げられる動植物等を使用しているかを判断するためのラベル等を付する等の対策を講じる体制が整っていなかった。
  - ii 商業目的のための貨物を、個人の使用目的に限定されるべき携帯品及び家財と偽って輸出しようとした場合であっても通関の際に判断することが困難であった。
- ③ その後、条約の発効から35年、また日本が締約国となってから30年が経過し、条約締約国は175か国に上り、条約の意義や内容について日本国内において、及び国際的に広く認識・理解されるに至っており、条約第7条第3項については、その解釈や実施方法等について締約国による常設委員会等の場で引き続き議論が行われている。

さらに、2004年の決議13.7により、手回り品及び家財のうち我が国が特例に含めていない旅行者の土産品標本と認められる数量の範囲が一部の動植物等について明確化されるとともに、同決議に関する国内法の調和を図るよう締約国に奨励する旨記載された。
- ④ また、我が国が条約締約国となった当時懸念されていた執行面での問題点の検討についても、以下のような進展が見られた。
  - i 条約について国内外で広く認識されるに至ったことから、条約対象貨物が販売

<sup>3</sup> 居住者が通常居住する国の外で取得した手回り品及び家財

<sup>4</sup> 米国(1975年導入)、英国(1997年6月導入)、ドイツ、フランス(1997年6月導入)、カナダ(2000年9月導入)、オーストラリア、韓国、香港(2000年9月導入)、マレーシア等

される際には、製品に付されている条約対象貨物である旨のラベル、取扱説明書、品質保証書又は原産地証明書等の書類により、条約の対象動植物等であるか及びどちらの附属書に掲載されている動植物等であるかの確認ができるようになった。

- ii 手回り品及び家財と偽った商業目的のための貨物の輸出は、各国の例<sup>5</sup>にかんがみ、数量の上限を定めることにより対応できると判断される。
- ⑤ 条約第7条第3項の国内完全導入を巡る上記のような内外情勢の進展を踏まえ、本改正を行うことにより、海外旅行者の利便性の向上、国内関連産業の振興等に資することができる。

#### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

輸出貿易管理令第4条第2項第4号に規定されている「一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物」の次に「(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」加える改正を行い、承認を要さない範囲を新たに告示で定める。

- 外為法第48条第3項
- 輸出令第2条第1項第1号
- 輸出令第4条第2項第4号
- 輸出令別表第2
- 輸出令別表第6

#### (5) 影響を受ける関係者

- ① 本邦に来る海外旅行者
- ② 新たに輸出規制の対象外となる貨物を生産、流通、販売しようとする企業等
- ③ 行政機関（輸出入規制の審査・検査業務等を行う部局）

### 5. 想定される代替案

今回の措置の代替案として、審査担当者の増加により審査手続を迅速化することが想定されるが、行政の肥大化を招き、かつ輸出承認証の発行は依然必要であるため国内外からの海外旅行者の便益増加も限定的となる。

### 6. 規制の費用

#### (1) 本邦に来る海外旅行者

特に、費用は発生しない。

#### (2) 新たに輸出規制の対象外となる貨物を生産、流通、販売しようとする企業等

---

<sup>5</sup> 米国においては同一種8個まで、豪州においては4個まで

今般特例の対象となる貨物について、外国の税関又は条約の管理当局から条約附属書Ⅱ掲載種を使用した貨物であることの確認を求められる事態が発生することが想定されるため、関連企業においては、貨物に添付するラベル、取扱説明書又は品質保証書等の書類により確認が取れるよう必要な書類の整備に係わるコストが発生する。

(※) どれだけのコストをかけて書類の整備を行うかは各企業の判断によるため、定量的な推計は困難。

### (3) 行政機関

#### ① 検査業務に係わるコスト

税関における通関の際に、今回特例の対象となる貨物について、条約附属書Ⅱ掲載種を使用した貨物であることの確認を実施するためのコストが発生する。

#### ② 特例導入の周知に係わるコスト

一般旅行者、国内関連企業等に対して特例導入の周知を図るための説明会の開催、リーフレットの作成・配布等に係わるコストが発生する。

## 7. 規制の便益

### (1) 本邦に来る海外旅行者

海外からの我が国への旅行者が条約附属書Ⅱ掲載種を使用した土産品等を購入した場合、従来、日本から持ち出すために必要であった我が国の輸出承認証の取得が不要となり、国内外の海外旅行者の利便性が向上する。

### (2) 新たに輸出規制の対象外となる貨物を生産、流通、販売しようとする企業等

2003年に開始されたビジットジャパンキャンペーン以降、アジア諸国等からの富裕層の旅行者の拡大に伴い、我が国において条約附属書Ⅱ掲載種を使用した皮革製品、化粧品等の土産品等に対する旅行者の購買需要が高まっている。従来、我が国で購入した当該土産品等を海外へ持ち出すために必要であった輸出承認証の取得が不要となることにより、国内関連企業等においてはこれまで以上に外国人旅行者の購買ニーズに十分対応した商品の提供が可能となり、海外企業との競争条件の面での改善がなされ、産業全体の底上げ・振興に寄与する。

#### (参考1) ビジットジャパンキャンペーン以降の訪日旅行者数の推移

	(2003年)		(2010年)
韓国	1,459,333人	→	2,439,816人(67%)
中国	448,782人	→	1,412,875人(215%)
台湾	785,379人	→	1,268,278人(61%)
香港	260,214人	→	508,691人(95%)

タイ 80,022 人 → 214,881 人 (169%)

(注1) 出典は日本政府観光局

(注2) ( ) 内は増加率

### (3) 行政機関

旅行者の利便性の確保・向上を実現し、企業にとっての過度な負担を防止し、我が国の正常な貿易活動の促進に資する。

また、個人使用を目的とした貨物の輸出承認証発給件数の削減に伴う審査業務に係わる事務量の軽減及び税関における個人使用を目的とした貨物の任意放棄件数の軽減に伴う検査業務に係わる事務量の軽減により、行政負担コストの削減が図られる。

(参考2) 個人使用を目的とした貨物(生きた動植物を除く)の輸出承認証発給件数

2009年 282件 (137件)

2010年 582件 (253件)

2011年 687件 (245件)

(注1) ( ) 内は7条3項導入国向けの輸出承認証発給件数

## 8. 政策評価の結果

以上の規制に係る費用・便益の分析が示すとおり、改正案を導入した場合、水際での検査業務のコスト、国内の関連企業等の貨物にラベル等を添付するコスト等は増えるものの、水際での検査業務コストについては、現在においても、規正対象貨物である場合は、経済産業大臣が発給した輸出承認証を確認しているため、純粋なコストの増加にはつながらず、国内の関連企業等のコストについても国際的な合意である条約に係わる輸出入管理を条約の定めに従い誠実に実施することにより、国内外の海外旅行者の利便性の向上、国内の関連産業の振興が図られることにつながり、我が国にとって経済上の波及効果が見込まれるため、費用に対する便益が上回るものと考えられる。

そのため、改正案を導入することは妥当であるといえる。

## 9. 有識者見解その他の関連事項

国内の関連業界、団体より、我が国が条約第7条第3項の特例を導入していないことが欧米の締約国に比し厳しい規制となっており、事業者の海外企業との競争においての足枷となっているため、我が国も早期に本特例を導入すべきであるとの要請がなされている。

## 10. レビューを行う時期又は条件

概ね3年に一度開催されるワシントン条約締約国会合における関連決議等の改正結

果を踏まえ、必要に応じて関連業界・団体等から聴取した見解を参考としつつ、必要な制度見直しの検討を行っていく予定である。

## (輸出令の特例の範囲の比較)

## 【ワシントン条約対象貨物】(現状)

	携帯品 <sup>6</sup>	職業用具 <sup>7</sup>	引越荷物 <sup>8</sup>	本人の使用に供されると認められる貨物 <sup>9</sup>
一時的に出国する者 <sup>10</sup> (日本人旅行者)	○	○	—	—
一時的に入国して出国する者 <sup>11</sup> (外国人旅行者)	×	×	—	—
永住の目的を持って出国する者 <sup>12</sup>	○	○	○	—
船舶又は航空機の乗組員	—	—	—	○

## 【ワシントン条約対象貨物】(今回の改正後、網掛けが改正部分)

	携帯品	職業用具	引越貨物	本人の使用に供されると認められる貨物
一時的に出国する者 (日本人旅行者)	○	○	—	—
一時的に入国して出国する者 (外国人旅行者)	△ (※告示)	△ (※告示)	—	—
永住の目的を持って出国する者	○	○	○	—
船舶又は航空機の乗組員	—	—	—	○

## ※告示の範囲

- (1) 一時的に入国して出国する者が、入国時に既に所有していたもの(入国時にあらかじめ「携帯品・別送品申告書」を税関に提出したもの)
- (2) 一時的に入国して出国する者が、附属書Ⅱに掲げる動植物等であって、以下の数量を超えない範囲のもの(生きているものを除く)を輸出する場合。
  - (i) チョウザメ種 (*Acipenseriformes spp.*) のキャビア : 125 g  
(決議 12.7 (Rev. CoP14) に従って、容器にラベルを貼付しているものに限る。)
  - (ii) サボテン科全種 (*Cactaceae spp.*) のレインスティック : 3 個
  - (iii) ワニ種の標本 : 4 個
  - (iv) ピンクガイ (*Strombus gigas*) の殻 : 4 個
  - (v) タツノオトシゴ類 (*Hippocampus spp.*) : 4 個
  - (vi) シャコガイ類 (*Tridacnidae spp.*) の殻 : 3 個  
(3 個の総重量が 3 k g 以下のものに限る。)
  - (vii) 上記以外 : 4 個<sup>13</sup>

<sup>6</sup> 「携帯品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

<sup>7</sup> 「職業用具」とは、本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

<sup>8</sup> 「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するために供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

<sup>9</sup> 「本人の使用に供されると認められる貨物」とは、「携帯品」と同様の範囲をいう。

<sup>10</sup> 「一時的に出国する者」とは、「永住の目的をもって出国する者」以外の者(一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)をいう。(日本人旅行者)

<sup>11</sup> 「一時的に入国して出国する者」とは、「永住の目的をもって入国する者」以外の者(一時的に出国して入国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)が出国する場合をいう。(外国人旅行者)

<sup>12</sup> 「永住の目的をもって出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年以上、その他の場合は、2年以上の予定で出国する者をいう。

<sup>13</sup> (i) から(vi)までは、決議 13.7で規定された数量制限、(vii)は、手回り品及び家財と偽った商業目的のための貨物の輸出を排除するために今回我が国が独自に導入する数量制限である。なお、同様な制限は米国が同一種 8 個まで、豪州が 4 個までという措置を講じている。